

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

団体名： NPO法人見附市スポーツ協会

記載日： 最終更新日：令和4年3月9日

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項 目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
特定非営利活動促進法（NPO法）に関する法律を遵守し、法に則った定款及び諸規程を定め運用している。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	該当なし
当法人は本項に該当しない。	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
当法人は、原則1-(1)記載の法令等を遵守するとともに、見附市総合体育施設、見附運動公園の指定管理を見附市から受託しており、関連する法令をはじめ市条例等も遵守し施設管理・運営に携わっている。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
法令に基づき理事、監事を選任の上、理事会、総会等を開催し、適切に団体運営及び事業運営を行っている。また、3つの委員会を設置し適切に団体運営及び事業運営を行っている。	
原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	B
特定非営利活動法人として定款により、スポーツ協会の目的、目的達成の事業等を定めており、ホームページで公表している。 また、毎年度の協会基本方針については、理事会で協議、決定し総会に報告している。	

項 目	対応状況
原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
<p>職員のコンプライアンス教育については、当協会が見附市指定管理者制度の指定管理者となっており、その都度同事業と併せた教育を実施している。</p> <p>また、役員への教育については今後実施する予定としている。</p>	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
<p>令和3年度からスポーツ・インテグリティ研修等への参加を進めている。</p> <p>今後、加盟団体指導者等への研修を計画していくことにしている。</p>	
原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
<p>税理士事務所の指導・助言を得て、財務・経理の処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。</p> <p>監事には専門性を有する者を配置し、財務・経理業務の監査を受けている。</p>	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
<p>本法人の事業推進においては、スポーツ振興くじ助成金や見附市補助金等の公的外部資金の活用にも努めている。</p> <p>各資金の活用には、関係法令や交付規則等を遵守し適正に事務処理を行ってきている。</p>	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
<p>会計処理を公正かつ適切に行うため、職員が相互にチェックする体制を構築している。また、税理士の指導・助言を得て、適切に処理している</p>	

項 目	対応状況
<p>原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</p>	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	B
<p>法令で定められている法定備置書類（定款、役員名簿、認証に関する書類の写し、登記に関する書類の写し、事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録）を事業所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。</p> <p>また、事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、定款等を内閣府HPで開示している。</p>	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	B
<p>見附市スポーツ協会及び見附市総合体育施設・見附運動公園HPを開設し、施設案内や事業周知に務めている。</p> <p>スポーツ協会だより、スポーツカレンダーを全戸配付することで、情報提供に務めている。</p>	
<p>原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</p>	
本法人は該当しない。	—